

令和5年5月15日

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松浦 昭雄

一宮市病院事業部管理規程第15号

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(組織) 第2条 略 2～5 略</p> <p><u>6・7</u> 略 (事務分掌)</p> <p>第4条 病院事業部及び経営企画課並びに事務局の管理課、医事課及び業務課の事務分掌は別表第1に、診療局、薬剤局、医療技術局、看護局、医療安全管理室、感染管理室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨床研修センター、患者サポートセンター及び物流管理センターの事務分掌は別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理課、医事課及び業務課の事務分掌</p> <p>【別記 参照】</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>診療局 略</p> <p>薬剤局 略</p> <p>医療技術局 略</p> <p>看護局</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(組織) 第2条 略 2～5 略</p> <p><u>6</u> 木曾川市民病院の看護局に訪問看護ステーションを置く。</p> <p><u>7・8</u> 略 (事務分掌)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理課、医事課及び業務課の事務分掌</p> <p>【別記 参照】</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>診療局 略</p> <p>薬剤局 略</p> <p>医療技術局 略</p> <p>看護局</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>訪問看護ステーション</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護に関</u></p>

<p>医療安全管理室 略 感染管理室 略 医療情報管理室 略 地域医療連携室 略 卒後臨床研修センター 略 患者サポートセンター 略 物流管理センター 略</p>	<p>すること。 (2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する指定訪問看護に関すること。</u> (3) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に関すること。</u></p> <p>医療安全管理室 略 感染管理室 略 医療情報管理室 略 地域医療連携室 略 卒後臨床研修センター 略 患者サポートセンター 略 物流管理センター 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	事務分掌
略	
木曾川市民病院事務局医事課	略

改正案

区分	事務分掌
略	
木曾川市民病院事務局業務課	略

付 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。